

令和6年11月8日

大田市長 楫野弘和



令和6年度 大田市職員採用試験（第3回）試験案内

大田市
〒694-8502 島根県大田市大田町大田口1111
大田市役所総務部人事課 TEL 0854-83-8014、8015
大田市役所ホームページ <https://www.city.oda.lg.jp/>

大田市職員採用試験（令和7年4月1日採用）を、次のとおり実施します。

1. 受付期間

令和6年11月13日（水）から 令和6年12月12日（木）

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。）です。
郵送による申し込みは、令和6年12月12日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

2. 試験区分、採用予定人員

次の表のうちいずれか1つの試験区分に限り受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務	4名	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
電気技師	2名	市の機関に勤務し、公共施設等の電気設備工事の設計、施工管理及び電気設備の維持管理等の業務に従事します。
機械技師	2名	市の機関に勤務し、公共施設等の機械設備工事の設計、施工管理及び機械設備の維持管理等の業務に従事します。

※「電気技師」「機械技師」の試験区分で採用された場合でも、市政に関する幅広い知識を習得し、職務能力を向上させるために、一般行政事務に従事します。

3. 受験資格（※いずれも学歴は問いません。）

試験区分	受験資格など（年齢は令和7年4月1日現在）
一般事務	昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（18歳から40歳までの人） ※令和6年度大田市職員採用試験（第1回又は第2回）を受験された方は、本試験を受験できません。

電気技師	昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（18歳から40歳までの人）で、次の資格のいずれかを有する方 ・電気工事施工管理技士（1級又は2級） ・電気主任技術者（第1種、第2種又は第3種）
機械技師	昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（18歳から40歳までの人）で、次の資格を有する方 ・管工事施工管理技士（1級又は2級）

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
（1）禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
（2）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
（3）大田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
※日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る）も受験できます。受験申し込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。なお、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

4. 試験日、試験会場

試験日	試験会場
令和7年1月12日（日）	大田市役所（受付時間8時30分～）

5. 合格発表

令和7年1月下旬に、受験者全員に合否の結果を文書で通知します。

6. 試験科目、内容

試験区分	試験科目	内 容
一般事務	教 養 試 験 (120分)	職務遂行に必要な一般的知識及び知能についての試験（択一式） ※高校卒業程度の教養試験を実施します。
	職場適応検査 (20分)	公務員に求められる資質について性格特性をみる検査（択一式）
	事務適性検査 (10分)	職務遂行に必要な適性について作業能力をみる検査（択一式）
	作 文 試 験 (60分)	職務遂行に必要な思考力、表現力等についての作文試験
	面 接 試 験	職務遂行能力等について集団討論及び個別面接による試験 ※面接にあたり、面接カードを提出いただきます。
電気技師 機械技師	S P I 3 - G (110分)	職務遂行に必要な基礎能力検査及び性格検査（択一式）
	作 文 試 験 (60分)	職務遂行に必要な思考力、表現力等についての作文試験
	面 接 試 験	職務遂行能力等について集団討論及び個別面接による試験 ※面接にあたり、面接カードを提出いただきます。

7. 受験手続（問い合わせ先）

試験申込書の請求先及び提出先

大田市役所 総務部人事課 〒694-8502 大田市大田町大田ロ1111番地
電話（0854）83－8014

- （1）郵便で試験申込書を請求する場合は、封筒の表に「大田市職員採用試験申込書請求」と朱書し、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型）を必ず同封して請求してください。
※大田市役所ホームページから印刷してご利用いただくこともできます。
- （2）申し込みは、試験申込書（写真貼付）及び面接カードを自筆で記入の上、郵送又は持参で提出してください。

8. 合格から採用まで

- （1）合格者は採用候補者となり、成績順に採用者を決定します。
採用は、令和7年4月1日の予定です。
- （2）受験資格がないこと、試験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、免許及び資格を取得見込みの人で、その免許及び資格が取得できない場合は採用されません。
- （3）令和6年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。給料表の改定等により変更する場合があります。
【例】高校卒業（18歳）の場合 166,600円
短大・高専卒業（20歳）の場合 179,100円
大学卒業（22歳）の場合 196,200円
※職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じ、初任給を決定します。このほか扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。